

# 歴史まちづくり法の運用等について

---

令和 7 年 10 月 9 日  
国土交通省都市局

## ■ 歴史まちづくり法

### 法第一条

この法律は、**地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境**（以下「歴史的風致」という。）の**維持及び向上を図るため**…

### 運用指針 別添 2

#### 歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト

～略～

#### 2. 活動

- ☐ **50年以上の歴史**があることが分かる。

（正確に分からない場合は、文献にその建造物等が記載されていることなどをもって、類推される年代などを記載することも可。  
文化財指定を受けている必要はない。）

- ☐ **目に見える活動**など、**外から見える活動や雰囲気を感じられる活動**であることが望ましい。

# 《論点 1》 歴まち法により維持・向上を図る活動について（法第 1 条）

## 近現代建築とその周辺の活動について

例：前川國男作品（青森県弘前市）

【市内に現存する前川作品】



木村産業研究所（1932）



弘前中央高校講堂（1954）



弘前市庁舎（1958）



弘前市民会館（1964）



弘前市立病院（1971）



弘前市立博物館（1976）



弘前市緑の相談所（1980）



弘前市斎場（1983）

- ・弘前市には**日本を代表する近代建築の巨匠・前川國男**が手がけた建築物が多数残されている。
- ・前川の最初の設計建築である「木村産業研究所」をはじめ、「弘前中央高校講堂」や「弘前市庁舎」など、数多くの公共建築物を手がけ、現在、**8点の前川作品が市内に残されている**。



- ・近現代建築で展開される活動では、どのような活動が**歴史的風致に含められるか**。

## 五感で感じられる以外の活動

例：文化人の集まり（奈良県奈良市）



学校法人奈良学園HP

「【志賀直哉旧居】平成 26 年度近代文学講座第 1 回を開催」より

- ・古都である奈良で育まれてきた歴史的風土の魅力により、**奈良には数多くの文化人が訪れ、文学・芸術活動が繰り広げられてきた**。
- ・現代でも、**志賀直哉が居を構えた高畑地域では、文学・芸術に関するセミナー等が活発に開催され、文化活動が盛んに行われている**。
- ・活動は屋内での交流が中心であり、**外部から見える活動ではないが**、こうした事例も歴史的風致に含めていくべきか。



- ・活動は屋内での交流が中心であり、**外部から見える活動ではないが**、こうした事例も歴史的風致に含められるか。

## 論点 1

- ① **近現代（おおよそ昭和期以降）の建造物や周辺市街地で行われる「活動」について、歴まち法で維持向上を図ることが期待されるのはどのような活動か。**
- ・ 歴まち法制定当初は城下町や宿場町、門前町から発展した都市の認定が大半であり、記載される「活動」も伝統的な祭りや行事が中心であったが、近現代の建造物を核とする場合、伝統的な祭りや行事以外でもどのような活動が想定し得るか。
  - ・ なお、近年では、地域の偉人の顕彰活動、地域の人々の清掃活動、明治以後始まったイベント、などの事例も出始めている。
- ② **五感で感じられる活動以外も、活動として想定することは妥当か。**
- ・ 「外から見える活動や雰囲気を感じられる活動」でなくても、対象に含められる可能性は考えられないか。
- ③ **「50年」に若干満たない活動も、場合によっては伝統的な活動として扱うことは妥当か。**
- ・ 例えば45年続く活動でも、内容によっては、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動になる可能性は考えられないか。

## 《論点2》 歴まち法が対象とする「建造物」について（法第1条）

### ■ 歴史まちづくり法

#### 法第一条

この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる**歴史上価値の高い建造物**及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため…

#### 法運用指針

#### 2. 歴史的風致の定義

～略～

…「建造物」とは、**建築物にとどまらず、遺構、庭園等、人工的なものを総称したもの**をいう。

# 《論点2》 歴まち法が対象とする「建造物」について（法第1条）

## 人手が加わっているもの

例：棚田（長崎県平戸島春日集落）



### 重要文化的景観

- ・長崎県平戸島の西岸にある春日集落は、**かくれキリシタンの伝統文化**を持ち、**世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の一部**を構成している。
- ・春日集落の山間部から海まで続く「**春日の棚田**」は、**潜伏キリシタン時代の風景**を残しており、「**平戸島の文化的景観**」として、国の重要文化的景観に選定されている。



- ・**自然を人手によって加工した状態のものは、歴史的風致に含めていくことは可能か？**

## 人手が加わっていないもの

例：信仰対象となる自然物（北海道平取町）



### 重要文化的景観

- ・北海道沙流郡平取町には、「**オプシヌプリ**」と呼ばれる**アイヌ伝承地**が存在する。**アイヌの神であるオキクルミカムイが弓に矢をつがえ、射抜いたとされる伝承**がある。
- ・「**アイヌの伝統と近代の開拓による沙流川流域の文化的景観**」の一部として重要文化的景観に選定されている。



- ・**歴史的に信仰対象となってきた自然物も、歴史的風致に含められる可能性はあるか？**

論点 2

- ① 少しでも人の手が加わっているものを対象とするのは妥当か。
- ② 自然林や岩などの人手が加わっていない自然物も、対象とするのは妥当か。